

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

豊田ホテルの里ミュージアムキャッシュレス決済対応クラウド型POSレジシステム導入業務

2 業務の目的

豊田ホテルの里ミュージアムの観覧料等について、キャッシュレス決済対応クラウド型POSレジシステムを導入し、決済手段の多様化による入館者の利便性向上及び業務効率化を図ることを目的とする。

3 業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 機器の調達
- (2) 機器の設置
- (3) 操作トレーニング
- (4) 指定納付受託業務
- (5) 導入サポート及び運用保守

4 契約期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

5 納入場所

納入場所は以下のとおりとする。

| 納入場所 | 所在地 | 納入台数 |
|---------------|-----------------|------|
| 豊田ホテルの里ミュージアム | 下関市豊田町大字中村50番地3 | 1 |

6 クラウド型POSレジシステム機器構成（概要）

- (1) POSレジ用タッチパネル対応端末
- (2) レシートプリンタ
- (3) キャッシュドロワ
- (4) カスタマーディスプレイ
- (5) 「8 キャッシュレス決済」に示す、キャッシュレス決済手段に対応する読取機器

(6) POSレジアプリケーション

(7) 機器設置用部品及び付属品一式

なお、上記(1)から(6)の機器については、通信の安全性、安定性を考慮してすべて有線で接続し、POSレジ用タッチパネル対応端末の操作とデータ連携して、それぞれの機器が保有する機能が動作すること。

7 クラウド型POSレジシステム機器構成 (内訳)

(1) POSレジ用タッチパネル対応端末 1台

- ① 本体ストレージが64GB以上であること。
- ② 「8 キャッシュレス決済」に示す、キャッシュレス決済手段に対応する読み取り機器とデータ連携が可能であること。

(2) レシートプリンタ 1台

- ① サーマル印字方式であって、プリンタ用紙の交換補充が簡便で随時可能であること。
- ② 納品時に、レシートロール紙1個が付属されていること。

(3) キャッシュドロワ 1台

- ① 紙幣3種(万・五千・千)を仕分けて収納できること。
- ② 硬貨6種(500・100・50・10・5・1)を仕分けて収納できること。
- ③ ドロワのロックキーが付属されていること。
- ④ 会計時に自動でドロワが開く機能を有すること。

(4) カスタマーディスプレイ 1台

- ① 観覧料等の金額を表示することができる機能を有すること。

(5) 「8 キャッシュレス決済」に示す、キャッシュレス決済手段に対応する
読取機器 1台

- ① コードの読取機器は、ストアスキャン方式であること。

(6) POSレジアプリケーション

- ① POSレジ用タッチパネル対応端末には、POSレジ機能を利用可能なアプリケーションソフトがインストールされていること。
- ② アプリケーションソフトについてはバグ修正等のバージョンアップや保守に無償で対応すること。
- ③ POSレジ集計データはクラウドサーバーに保管されること。
- ④ オフライン時は、レジ端末内にデータが一時保管され、通信復旧後に

クラウドにデータ送信が行えること。

- ⑤ 観覧料等の種類は、部門別の区分設定を行うことができるなど、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、取り扱う料金の種類の追加等の設定が容易にできること。
- ⑥ 決済誤り等発生時に返金処理が容易にできること。
- ⑦ キャッシュレス決済データとの連携機能を有すること。
- ⑧ 集計されたデータは、現金決済とキャッシュレス決済の区別・収納年月日・収納時間等の区別に集計が可能であって、CSV形式などのデータでダウンロードすることが可能であること。
- ⑨ データは5年間以上保管が可能であること。
- ⑩ 1営業日内において、レジ締め回数に制限がないこと。
- ⑪ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応したレシートが発行できること。

(7) 機器設置用部品および付属品一式

- ① 上記(1)から(6)の設置・運用に必要な機器、その他の本業務に必要な機器・付属品を調達すること。

8 キャッシュレス決済

- (1) キャッシュレス決済の対象とする観覧料等収入は、「別表1」のとおりとする。
- (2) 各決済方法について、次に掲げる決済ブランドに対応すること。その他のブランドについても必要に応じ対応すること。
 - ① クレジットカード
「VISA」、「MASTER」、「JCB」
 - ② 電子マネー
「QUICPay」、「iD」、「WAON」、「交通系電子マネー」
 - ③ コード
「PayPay」、「楽天 Pay」、「d 払い」、「au PAY」
ただし、審査等に時間を要し、委託期間終了日までに、そのブランドを取り扱うことができない場合は、下関市に申し出ることとする。

9 指定納付受託業務

- (1) 指定納付受託業務は、地方自治法第231条の2の3第1項に基づき指定した指定納付受託者と別に契約し取り決めるものとする。
- (2) キャッシュレス決済による下関市への支払は毎月月末を締め日とし、翌月末日までに下関市指定の口座に納付すること。ただし、納付期限が金融機

関の休日等の場合は、納付期限を金融機関の翌営業日まで延長することができる。なお、振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

(3) 各月ごとの決済金額の内訳明細及び決済手数料の明細等を発行し、下関市がデータにより確認できるようにすること。

(4) キャッシュレス決済に係る指定納付受託者への決済手数料の支払いは、毎月の請求により支払うものとする。

10 導入サポート、保守

POSレジシステムの運用開始に当たり、観覧料等の収納業務に支障が生じないように、次の導入サポート、保守を行うこと。

(1) 「7 クラウド型POSレジシステム機器構成（内訳）」に記載の機器のセットアップ及び関連する機器との接続並びに動作確認を行うこと。

(2) 上記(1)の機器セットアップ等の作業に関して、下関市においても容易に行うことが可能な分かりやすいセットアップマニュアル（オンライン上のヘルプサイト等を含む）を提供可能であること。

(3) 運用開始前に、職員へ機器操作トレーニングを行うこと。

(4) 最新の操作マニュアルや障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。

(5) 機器のトラブルや操作方法などについて、電話でのヘルプサポートを行うこと。

11 その他

(1) 「7 クラウド型POSレジシステム機器構成（内訳）」の(1)から(7)までの機器等は、新品であること。

(2) POSレジシステム導入スケジュール、各種設定内容、設置場所、機器操作トレーニング内容については、下関市との打ち合わせのうえ決定すること。

(3) POSレジシステムを構成する機器について、類似の機種が過去2年以内に、国又は地方公共団体において導入実績があるものであること。

(4) 別紙2「個人情報取扱特記事項」、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。

(5) 業務で知り得た情報は、業務の用に供する目的以外に利用しないこと。

(6) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、下関市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、下関市と協議するものとする。

別表 1（業務仕様書「8（1）関係」）

観覧料等

| 観覧料等種別 | 金額 |
|------------------------|-----|
| 観覧料・一般 | 200 |
| 観覧料・一般（団体） | 160 |
| 観覧料・大学生等 | 100 |
| 観覧料・大学生等（団体） | 80 |
| 観覧料・65歳以上（市内・北九州市） | 100 |
| 観覧料・65歳以上（市内・北九州市）（団体） | 80 |
| 刊行物各種 | ※1 |

※1 現時点は別紙のとおり。価格の変更や追加については別途協議により定めるものとする。

別紙 刊行物各種

| 区分 | タイトル | 金額 |
|--------|-------------------------------|-------|
| 文化財史 | 豊田の歴史と文化 | 1,500 |
| 環境啓発冊子 | ほたるんの冒険 | 600 |
| 記念冊子 | 下関の自然 | 500 |
| 電子書籍 | ※電子書籍として販売 現在144号 | 100 |
| 自然ガイド | 日本のホテル(冊子) | 300 |
| 自然ガイド | ホテル籠キット | 1,000 |
| 自然ガイド | 冊子「昆虫の採集と標本作成」とペットボトル用吸虫管のセット | 1,000 |
| 自然ガイド | 冊子「昆虫の採集と標本作成」と平均台のセット | 1,000 |
| 自然ガイド | 冊子「岩石薄の作り方と見方」と岩石薄片のセット | 500 |
| 自然ガイド | 冊子「身近に見られる翼果」と標本のセット | 500 |
| 自然ガイド | チャレンジクイズラリーの景品 | 500 |
| 自然ガイド | 冊子「下関の海浜の砂」と標本のセット | 500 |
| 自然ガイド | 冊子「下関の代表的な地質」と標本のセット | 500 |
| 自然ガイド | 冊子「身近な田んぼの生きた化石」と観察キットのセット | 1,000 |
| 自然ガイド | 冊子「蟲と草と糸」と標本のセット | 500 |
| 自然ガイド | 冊子「アンモナイトの体を想像する」と標本のセット | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第2号 | 1,260 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第3号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第4号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第5号 | 880 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第6号 | 860 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第7号 | 740 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第8号 | 1,260 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第9号 | 700 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第10号 | 900 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第11号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第12号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第13号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第14号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第15号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第16号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第17号 | 1,000 |
| 研究報告書 | 豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書第12号 | 1,000 |

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、下関市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、下関市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、下関市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに下関市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、下関市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに下関市に報告し、下関市の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには契約業者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、契約業者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

契約業者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

契約業者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

契約業者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

契約業者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。